

様式第3号(第11条関係)

告 示

都留文科大学学則第43条の規定に基づき、次のとおり懲戒処分を行った。

1 学生の所属

教養学部 国際教育学科 1年

2 処分の内容

訓告

3 処分の理由

令和7年11月28日、自然科学棟前の市道において、当該学生が自動車を運転していた際に、安全運転義務を怠り、道路横断中の他学生と接触する事故を起こし、軽度の怪我を負わせたことによる。

令和8年2月25日

都留文科大学長 加藤 敦子

